

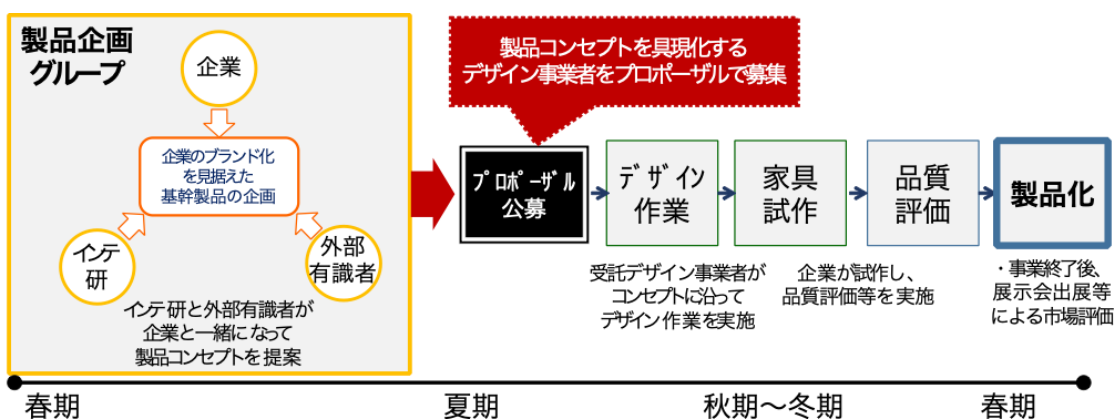
令和6年度 家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業-**NIKAWA-**
委託業務に係るプロポーザル募集要項（漆工房岩弥）

（令和6年7月26日）

1 募集内容

福岡県工業技術センターインテリア研究所（以下「インテリア研究所」という。）は、県内の家具・装備品及び工芸品の製造業者の企画力の向上を目指して、製品コンセプトの立案から製品化まで支援する事業を実施しています。本事業において、製品企画グループ（事業実施企業、インテリア研究所、外部有識者）で企画された製品コンセプトを具現化するため、そのデザイン案や図面の作成及び試作品製造支援を行い、その後の市場展開プランニング等の支援までを含めた総合的なデザイン支援ができるデザイン事業者をプロポーザル*にて募集します。

*プロポーザル：複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること



【本事業の進め方】

2 本募集で対象とする内容について

【内容】

「何に塗る？」漆で仕上げるプロダクト（アイテム・デザイン）の開発

※内容の詳細は別紙デザイン仕様書を参照

【事業実施企業名】

漆工房岩弥（福岡県八女市高塚 253-1）

【デザイン支援に係る委託費（支援に必要な経費をすべて含む）】

70万円（消費税込み）を上限とする。

3 対象となるデザイン事業者

プロポーザルに参加できるデザイン事業者は、商品開発に係るデザインプロセス（デザイン、試作・製造監修等）を統括できる日本国内の法人（中小企業に限る）または個人事業主で、委託業務を確実に実施できる者であり、次に掲げるすべての要件を満

たす者としてします。

- (1) 地方自治法令施行令第 167 条の 4(別紙 1 参照)に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱(平成 26 年 2 月 17 日 25 総セ第 22850 号総務部長依命通達)に基づく指名停止中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 福岡県税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

4 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和 6 年 7 月 26 日(金)～9 月 2 日(月)
② 提出書類受付期間	令和 6 年 7 月 26 日(金)～9 月 2 日(月)
③ プロポーザル審査委員会	令和 6 年 9 月 11 日(水)または 12 日(木)
④ 審査結果の通知・公表	令和 6 年 9 月 下旬(予定)

(2) 募集要項の入手、質問方法等

- ア 募集要項入手先 福岡県庁ホームページ「家具ブランド力向上支援事業」
下記 URL の★お知らせ★より募集ページへお進み下さい。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/furniture-brand.html>
福岡県工業技術センターインテリア研究所でも入手可能です。
- イ 質問方法 プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、「7 問い合わせ先及び各種書類の提出先」までご連絡下さい。
競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き回答します。

(3) 提出について

- ア 提出書類 (電子データによる提出不可)
- ① デザイン提案書(様式 1)
 - ② 法人の場合 : 履歴事項全部証明書及び直近年度の決算書
法人化 1 年目の場合は、デザイン提案書(様式 1)の「■その他意見等」に法人化して 1 年満たない旨を記載の上、決算書の代わりに事業計画書及び収支予算書を提出のこと
個人事業主の場合 : 住民票及び事業に係る確定申告書の写し

開業 1 年目の場合は、デザイン提案書（様式 1）の「■その他意見等」に開業して 1 年満たない旨を記載の上、確定申告書の代わりに個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写しを提出のこと

③ 会社概要などの関係書類（審査点には関係ありません）

イ 提出部数 7 部 ※履歴事項全部証明書、住民票及び事業に係る確定申告書は正本 1 部、写し 6 部で可

※確定申告で電子申請された場合は申告内容と電子申請等証明書を印刷したものを 7 部提出して下さい。

ウ 提出方法 インテリア研究所技術開発課まで持参または郵送にて提出して下さい。
令和 6 年 9 月 2 日（月）17 時必着とします。

（4）審査に係る事項

審査は、インテリア研究所が別に定める委員により組織された「製品企画力高度化支援事業-**NIKAWA**-委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「プロポーザル審査委員会」という。）で行います。デザイン事業者が提出したデザイン提案書の内容及び、プロポーザル審査委員会当日にデザイン事業者が行うプレゼンテーションの内容*について審査を行い、委託候補者を選定します。本事業で企画した製品コンセプトに基づくデザイン開発方針・方向性の妥当性、コミュニケーション能力、これまでの実績、スケジュール管理能力などについて審査し、委託候補者を選定します。プロポーザル審査委員会の開催日時（令和 6 年 9 月 11 日（水）12 日（木）いずれか 1 日を予定）、場所（福岡県内を予定）、プレゼンテーションの制限時間等については、後日ご連絡をさせていただきます。

*：デザイン提案書（様式 1）の内容に基づいたパワーポイント等のスライド資料（形式自由）でプレゼンテーションを行っていただきます。

また、遠方からのご応募でプロポーザル審査委員会に参加できない場合は、Webex を利用したリモートによるプレゼンテーションも可能ですので、応募の際、デザイン提案書（様式 1）の「■その他意見等」に「リモートによるプレゼンテーションを希望」と明記して下さい。

（5）プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出される等、募集要項に違反すると認められる場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ プロポーザル審査委員会でのプレゼンテーションに参加できなかった場合
- ④ その他、公序良俗に反することが認められる等、あった場合

イ 提出書類の返却など

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 費用負担

提出に要する一切の経費は、全て参加者の負担とします。

エ 知的財産権の取り扱い

本事業において、デザイン事業者が成した知的財産権（知的財産権とは発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。以下「本知的財産権」という。）及び、著作権第27条と第28条を含む全ての著作権は、原則として福岡県と福岡県が指定する第三者に帰属します。また、デザイン事業者は（福岡県及び福岡県が指定する第三者に対して）成果物についての著作権人格権を行使しないものとします。

オ その他

- ① 参加者はデザイン提案書の提出をもって募集要項の内容に同意したものとします。
- ② デザイン事業者が提出するデザイン提案書の内容は、デザイン事業者自身が創作したもの、未発表作品のものであり、また他人の著作物や作品を模倣したものでないものとします。
- ③ デザイン提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル審査委員会開催日前日の12時までに、辞退届（様式自由）をインテリア研究所に持参又は郵送にて申出てください。
- ④ 福岡県及びインテリア研究所は、本事業において完成した製品または試作品等を、施策説明・PR等は無償で使用できるものとします。

5 委託業務契約について

(1) 契約の締結

審査の上、選定した契約候補者と事業実施企業、インテリア研究所とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させて福岡県と契約を締結します。なお、選定した契約候補者との協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

(2) 委託業務の目的

漆工房岩弥が開発を目指す「何に塗る？」漆で仕上げるプロダクト（アイテム・デザイン）の開発」を具現化するため、審査のうえ決定したデザイン事業者は、漆工房岩弥や外部有識者、インテリア研究所らと協力してデザイン支援業務を実施し、成果物の完成をもって事業完了とします。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月15日まで

(4) 委託するデザイン支援業務内容

- ① デザイン案や図面等の作成
- ② 試作品製造に係る指導・助言の実施

③ 市場展開のプランニング等の助言の実施

(5) 成果物

本事業でデザイン事業者に求める成果物とは、製作図を指します。

(6) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、インテリア研究所と協議のうえ、業務の一部を委託する事が出来ます。

6 セキュリティ対策及び守秘義務

(1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、または本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはなりません。万一、受託者の責に帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理して下さい。契約期間が終了した後であっても同様とします。また、事業実施企業から秘密保持の契約を求められる場合があります。

(2) 業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令などを遵守して下さい。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒831-0031 福岡県大川市上巻 405-3

福岡県工業技術センター インテリア研究所

技術開発課（担当者：楠本、隈本、本）

TEL：0944-86-3259 FAX：0944-86-4744 E-mail：nikawa-info@fitc.pref.fukuoka.jp

(別紙1)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

<デザイン提案の概要>

■製品名称または製品コンセプト

デザイン仕様書に基づき、本事業でデザイン支援する製品の名称または製品のコンセプトを端的にご記入ください。

■製品のイメージ

デザイン支援作業により開発を目指す製品のイメージ図（デザイン案、レンダリング、ラフスケッチ等）などを記載して下さい。また、類似する競合製品に対する優位性や独自性などについて記載して下さい。様式は自由なものとし、別紙にて提出して下さい。枚数は問いません。

■過去の主な実績

これまでにデザイン製作を行った主な事例・成果品等を3点程度、写真やイラスト等を添えて記載して下さい。様式は自由なものとし、別添にて提出して下さい。枚数は問いません。

■製品企画グループとの協働作業に対する考え方

製品企画グループとのコミュニケーションや協働作業に対する考え方、製品企画グループに求めることなどについて、デザイン事業者としての考え方（日頃から意識している点）について記載して下さい。

■デザイン支援作業内容と実施スケジュール

事業実施企業が考えるスケジュール（デザイン仕様書参照）をふまえ、製品を完成させるために必要なデザイン支援作業の実施項目とスケジュール（事業期限となる令和7年3月まで）について記載して下さい。

短期間での支援で製品化を目指すための案、ポイントなどあれば記載して下さい。

（実際のスケジュールは事業者と打ち合わせを行い決定することになります。）

■その他意見等（プレゼン方法等についてご希望がございましたらこちらに記載ください）